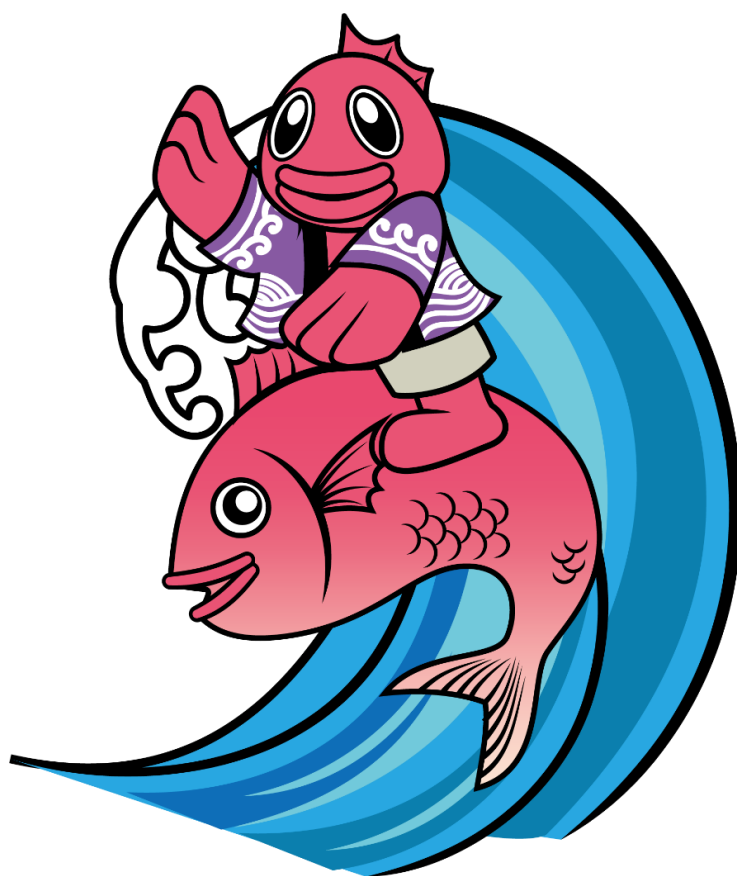


令和8年度

粟島しおかぜ留学 募集要項



QRコード(村HPにアクセスします)

— 新潟県 岩船郡 粟島浦村教育委員会 —

はじめに（ぜひ、保護者の方とお子さん一緒に読んでみてください）

・栗島の「しおかぜ留学」制度は、平成 25 年度からスタートして、本年で 14 年目を迎える予定です。

当初、栗島浦村では少子高齢化が進み、本村児童生徒数も急激に減少し教育の充実を図る目的として、「しおかぜ留学生」を迎えることで、居住者増、島の定住者の安定化及び地域人口交流増に貢献しています。

栗島には本土のように「コンビニエンスストア」や充実した医療機関、便利な施設・設備がありません。

しかし、お子さんが本土にはない貴重な体験を、この栗島「しおかぜ留学」で体験することで、今後自分が歩む人生において大きな影響を与えることとなるでしょう。

この栗島でお子さんが「自分がどうしたいのか？」や「自分が何をを目指すのか？」をイメージすることまた、保護者として「子供に何ができるのか？」「栗島に何を期待するのか？」など、じっくり家族で話し合いを持って、この「しおかぜ留学」へお申し込みをいただければと思います。



I 募集概要

・「しおかぜ留学」は、平成25年度より「**豊かな自然の力**」「**島の暮らしによる地域の力**」そして「あわしま牧場」を活用した「**馬の飼育活動を通して得ることのできる命の教育の力**」この**3つの力**により、子どもたちが、のびのびと育ち「生きる力」を育むことを目指して実施しています。

この3つの力を留学生が経験（体験）することで、島の子どもたちと切磋琢磨しながら、お互いに成長することを切に願っています。

栗島浦村は新潟県北西部の沖合にある離島であり、海と山に囲まれ素晴らしい自然体験活動を行うことができる島です。また住民同士はみんな顔見知りで、親しく子どもたちを自分の子どものように分け隔てなく応援しています。

栗島浦小中学校は小規模校であり、子どもたち一人ひとりに寄り添い個々の授業理解度に合わせた指導、教育を実施しています。

このような、栗島ならではの特色を生かし、学校教育、社会教育さらには地域が一体となった教育を通して広く社会に貢献できる人材を育てることを目標として、「しおかぜ留学」事業を実施しています。

2 留学生に求める人材

(1) 自分自身の生活がきちんとできる児童・生徒

※寮則・持ち物について基準があります。詳細は面接時に説明します。

(2) 協調性のある児童・生徒

※1年間という長期の集団生活（寮生活）を過ごすには寮生の協調性が必要です。

(3) 心身ともに健康な児童・生徒

※無医村（医師が常駐していません。）のため食事や動物・花粉などのアレルギーの診断を医師から受けている児童・生徒の留学は対応できませんので、本制度の参加は御遠慮ください。）。)

●特に注意していただきたいこと

栗島浦村には、スクールカウンセラー等の相談業務を主とする職員の常駐はありません。また、特別な支援を要する子どもへの人的・物的な環境も整っていません。これらの状況から、児童・生徒に対して本土並みのサポート(支援)体制が整っていないため対応できません。つきましては、年間欠席日数が10日以上の子児童・生徒や問題行動等が見受けられる児童・生徒は本留学制度への参加を御遠慮ください。



3 募集対象

・令和8年4月において、**小学5年生から中学3年生**になる児童・生徒が募集対象です。

●保護者、保証人をお約束いただけるご家庭（新規留学生、継続留学生共通）。

●本村教育方針及び「しおかぜ留学」の運営方針にご理解、ご協力をいただけるご家庭（新規留学生、継続留学生共通）。

◆栗島浦小中学校（小学校部分）は複式学級であり、当該学年の学習のみならず、2年間で5年生と6年生の学習内容を横断的に履修します。したがって、単年度で留学を終了した場合は、5年生、6年生の全ての学習内容を履修せず小学校過程を終了することもあり得ることを御了解ください。

◇小学5年生で留学した場合、卒業までの2年間の継続留学を保障するものではありません。

◇小学6年生で留学した場合は、5年生の内容を一部履修せず小学校を卒業することもあります。

4 募集人数

若干名（卒業児童生徒数や、継続留学児童生徒数等で変わる場合があります。）

5 留学生選考方法

（1）申込者多数の場合は、1次書類選考を実施します。

（2）1次書類選考の後、9月中旬頃に見学及び面接実施関係書類を送付します。

（3）見学・面接は、9月下旬から10月頃を目途に実施予定とします。

※なお、継続希望留学生については、**11月頃**に面接を予定します（別途通知）。

（4）面接等終了後、12月頃を目途に結果を申込者全員に通知します。

※、選考結果の内容については、一切お答えできません。また、送付していただきました申込書等はお返しできないことを予めご了承ください。また、選考に係る面接や見学に係る経費については、自己負担となります。



6 募集形態

「しおかぜ留学」の特色である牧場活動を留学生全員に行っていただきます。なお、活動コースについては、中学生は【A】又は【B】から選択、小学生については全員【A】コースとなります。

【A】トレーニングコース

牧場活動全般に特化したコースです。

朝活動に加えて、放課後や休日には乗馬活動もあります。

【B】ハピネスコース

牧場活動は朝活動のみ。

放課後や休日は学校の部活動や、栗島ならではの自然体験活動、さらに本村での様々なお仕事のお手伝いを行うことによる地域活動に主眼を置いたコースです。

※なお、本活動はJRA及び全国乗馬倶楽部振興協会から助成を頂き、活動・展開しているプログラムです。

※毎週月曜日及び、学校の長期休業期間中は原則牧場活動や村内手伝い活動はお休みとなります。

※年度途中での活動コース変更はできませんので、活動コース決定に際しては十分考慮した上で決定をお願いします。

※学校の定期テスト前1週間は部活動、牧場活動はお休みとなります（朝活動のみを行い、テスト当日は朝活動もお休みとなります。）。

7 留学先（受け入れ先）

・女子児童生徒・・・「しおかぜ寮女子寮」

・男子児童生徒・・・「しおかぜ寮男子寮」

※各寮に管理人が常駐しています。

8 応募書類

・下記の書類を本村ホームページ（<https://www.vill.awashimaaura.lg.jp/>）よりダウンロードしてご利用ください。

【提出書類】

（1）令和8年度栗島しおかぜ留学 申込書

（2）令和8年度栗島しおかぜ留学 健康状況票

※新規留学者・継続留学者ともに必要です。

●提出部数は1部ずつです（電話での受付は行いません）。

●受付完了後は、本村教育委員会から連絡をいたします。

●応募書類は、留学受入可否に関わらず返送いたしません。



9 募集期間

・令和7年7月28日(月)から令和7年9月12日(金)までとします(新規・継続希望者共)。
※郵便のみの応募受付とします(当日消印有効とします)。

10 費用について

- ・寮費については1人あたり、年間720,000円(1月あたり60,000円、税込み)です。各月納付や一括納付に対応いたしますが、納付に当たっての振込手数料はご負担願います(なお夏季休業中等での寮費についても発生することを了承ください)。
- ・納付書を事前に保護者宛てに送付させていただきます。
- ・その他、教材費、牧場活動に必要な保険料等(約20,000円前後)、牧場活動に必要な道具(軍手や長靴等)、乗馬用具等や消耗品は個人負担となります。

11 契約(留学)期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です(原則1年間契約)。

※なお、本留学の継続を希望する場合は、新たに申込みをしていただき、学校や関係機関等の意見を踏まえて、本村教育委員会が留学参加の可否を決定いたします。

12 留学内容(留学生活を行う上での条件)

- ・留学生は栗島浦村へ住民票を移し、留学期間中は栗島浦村民として生活していただきます。
- ・留学生は栗島浦村が用意する留学生用寄宿舍(以下、「寮」と表記)に居住し、各留学生と協力、協調して共同生活を行います。
- ・留学生は、自分の生活する部屋はもちろんのこと、寮における共用部(廊下や階段等)の掃除についても、管理人の指示のもと積極的に行います。
- ・留学生は「栗島浦村立栗島浦小中学校」に通学します。
- ・留学生は、「6・募集形態」に記載されているコースに参加します。
- ・留学生は、村、島の地域行事などに積極的に参加します。
- ・留学生は、本村教育委員会が指定する寮の閉鎖期間(夏休み及び年末年始等の長期休業など)は、保護者元に帰省していただきます。その際、保護者は岩船港又は栗島港までの送迎をお願いします。
- ・栗島浦村には診療所はありますが、医師は常駐していません。緊急時には仕立船又はドクターヘリにより本土の医療機関へ搬送する場合があります。本村の医療事情を十分理解した上で本留学制度の参加を御検討ください。
- ・医療機関を受診する場合は、本村教育委員会が認めた人物が病院等までの付添を行います。かかる費用についてはすべて別途、保護者に負担していただきます。さらに、重症化の恐れがある場合には、保護者へ連絡ののちお子様の付添をお願いすることがあります。

13 留学生についての決まり

・学校は学校管理下（学校内と登下校時）における指導を行います。寮や牧場、スポーツ少年団活動のための移動、休日等における地域での活動における指導は、教育委員会及び当該行為が行われている施設の管理者等が行います。

留学生における問題行動等が発生し、それが解消されない場合には、本村教育委員会が「しおかぜ留学契約の解除」を通知します。これに対し保護者は異議を唱えないこと及び保護者の言動や行動についても同様とします。

・「しおかぜ留学契約の解除」となった場合、2週間以内に保護者は留学生を引き取ってください。

・留学中の事故等に関しての責任については、栗島浦村が一切の責任を負わないことといたします。

※事故等で島外へ診察が必要になった場合、1回目は管理人又は本村教育委員会内職員で対応いたしますが、**2回目以降は保護者対応をお願いします。**

14 寮における管理体制等

・管理人は、留学生に対して1日3食を提供します（週2回、お昼は学校で給食が提供されます。）。

・管理人は、留学生に対して毎日の「お風呂」又は「シャワー」を提供します。ただし使用できる時間は、あらかじめ定められた時間に限ります。

・管理人は、寮施設内における共用部分の清掃、備品の管理等を行い、寮生に対して快適な生活環境の提供に努めます。

・管理人は、保護者との連絡、本村教育委員会・学校・牧場との連絡を行います。

・保護者は、子どもたちの行動に責任を持ち、関係者と連携して子供たちの健やかな心身の育成に協力していただきます。

・「しおかぜ留学」全体の調整と指導、保護者への主な連絡・調整は教育委員会が中心となり運営します。

・寮生活において不要な物品の持ち込み（具体的には、携帯電話やゲーム機、危険物など生活に関係がないものなど）は禁止です。これらの物品が寮へ持ち込まれたことが確認された場合は自己負担で保護者宅へ返送するほか、「しおかぜ留学契約の解除」に該当する場合もありますので、注意願います。

・「しおかぜ留学寮」には男子寮と女子寮があり、それぞれ管理人がおります。しかし、医療知識が無く、留学生の急病等に即座に対応できないほか、通院させる際に寮を空けて複数回医療機関等への付添することはできません。

留学生が入院等になった場合など、保護者の方が病院等の医療機関へ来所していただく必要があることを、あらかじめご了承ください。

※限られた人員・資源等の中で本留学制度を実施しております。また留學生活は児童生徒による共同生活です。**本留学制度の「趣旨」や「決まり」に賛同できない場合は、留学生としての受け入れはご遠慮させていただきます。**

15 その他（「粟島」について理解していただきたいこと）

・粟島浦村は離島であり、自然環境に恵まれた地域ですが、移動手段は船舶（粟島汽船）のみとなっております。そのため、海況により船舶が欠航することもありますので、見学や面接などで来島される場合は予め粟島汽船の運行状況を事前に確認してください。

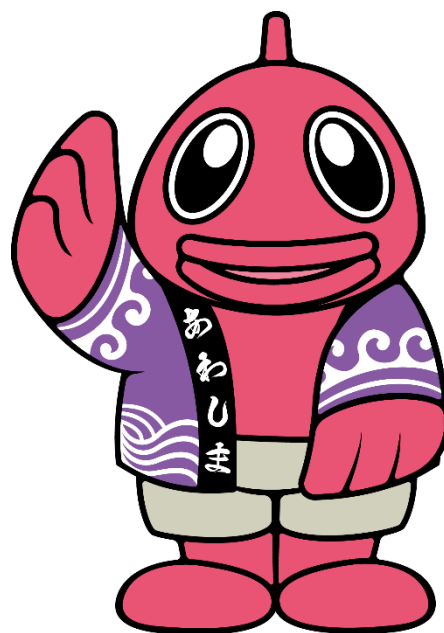
・現在粟島浦村では児童生徒における教育充実を目的として、留学旅行費や交流学習旅費、部活動遠征費さらに学校給食費など、内地では本来保護者負担が発生する経費について全額村で支出（負担）しております。

しかし、今後の経済・財政事情により条件が変更になる可能性があることを予めご了承ください。

・「しおかぜ留学生」として粟島で生活するにあたり、保護者の方は島（村）の方針に賛同し、ご支援ご協力をお願い致します。

16 問い合わせ・応募先

- ・担当 粟島浦村 教育委員会 事務局
教 育 長 佐藤強平（さとうきょうへい）
事務局長代理 田島 健（たじまたけし）
- ・住所
〒958-0061
新潟県岩船郡粟島浦村字日ノ見山 1513-11
- ・連絡先
電 話 0254-55-2111（代表）
0254-55-2114（教育委員会事務局直通）
メール shiokaze@vill.awashimaura.lg.jp



粟島しおかぜ留学の特色

「人が育つ島づくり」

地域の教育力、教育資源を生かす

- * 自然の中で過ごし地域住民と交流
- * 馬とのふれあいによる「命の教育」
- * 極小規模校でのマンツーマン指導



「島そして日本の将来を担う人材の育成」

しおかぜ憲章

- 1 粟島の風土や伝統、慣習を尊重して生活します。
- 2 動植物に親しみ命を大切にする活動を進めます。
- 3 学校生活及び学習活動に主体的に取り組めます。
- 4 心身の健康管理に努め留学生として自立します。

・ 宿舎での生活を通して自己を磨きます。

・ 地域の美化活動に取り組めます。

・ 省エネ、節約に努めます。

・ 交通安全に努めます。

・ 目標に向けて精進します。



しおかぜ寮 寮則(令和8年度)

はじめに

寮は集団生活を送るところです。

お互いに寮生同士が助け合ったり我慢をしながら、日々を過ごします。時間や場所が限られた中で生活していくためには、協力しながら効率よく取り組むことも大切です。

皆さん方の家庭それぞれに教育方針があるように、「しおかぜ留学」には「しおかぜ留学」の、寮には寮の方針があります。決まりやマナーを尊重して充実した留學生活を送りましょう。病院も薬局もないこの「栗島」で暮らすためには、自己への厳しさも必要です。

※本寮則は次の構成により説明されます（一部重複か所があります）。

第1部 一日の流れに沿って P2～P5	第2部 寮での過ごし方など P5～P7	第3部 村内での過ごし方など P7～P9
○起床 ○朝食と登校 ○昼食 ○夕食 ○弁当箱の扱い ○風呂 ○寮学習 ○寮での過ごし方 ○自室の清掃について ○翌日の準備 ○消灯・就寝 ○その他	○（寮に）持ち込んではいけないものについて ○テレビ・ラジオの視聴について ○お菓子について ○小遣いについて ○電話の使用 ○制服・ジャージについて ○洗濯について ○寮の備品について	○外出 ○外泊と夕食 ○自転車の利用 ○村内、特に住宅地内の移動について ○自宅と栗島の行き帰り、帰省・帰島について ○退寮時にはすべて持ち帰る ○通院について ○男女の恋愛は認めていません ○契約の途中解除について

第1部 一日の流れについて

○起床

- ・ 5 時 50 分 基本は各自で起床。牧場に向かう（朝の馬活動 全員必須）。
- ・ 6 時 15 分 朝飼い開始

※時間を過ぎてもし起きない場合は、管理人が部屋に入って声がけする場合があります。

※早起きができない人は「しおかぜ留学生」としての生活は難しくなります。

○朝食と登校

- ・ 平日、休日ともに 7 時から女子寮大広間で取る。
- ・ 各自朝食を取り、食べ終えた食器は各自で洗い、指定されたところに置くこと。
- ・ 弁当のある日は、各自で弁当を詰める。男子の弁当は女子寮で詰める。
- ・ 7 時 45 分には学校に向けて登校を完了する（5 分前行動）。

※朝食は一日のリズムを作り、成長期である子供たちの体を作るに当たりとても重要です。朝食を抜くことがないようにお願いします。朝食を食べない状況が続く場合は、生活習慣の見直しを保護者の方と一緒に進めます。

※集団生活では、食事のマナーは重要です。肘をついて食べたり、おしゃべりが優先したりすることがないようにしてください。

○昼食

- ・ 休日、祝祭日ともに、12 時から女子寮大広間にて昼食を取る。
- ・ 各自で昼食を取り、食べ終えた食器は各自で洗い、指定されたところは置き男子はすぐに、女子寮を出る。

○夕食

- ・ 男子、女子共に 18 時から女子寮大広間にて夕食を取る。
- ・ 食事の様子は女子寮管理人が確認し、指導を実施する。
- ・ 食べ終えた食器は各自で洗い、指定されたところは置く。食後に片付け当番は食器を洗い、所定の場所に食器を戻してからテーブルをふき、ごみ片付けを行う。
- ・ 男子は食べ終わった児童生徒から女子寮管理人に報告し、順に男子寮に帰る。

○弁当箱の扱い

- ・ 男子の弁当箱は女子寮で管理する。
- ・ 寮帰宅後にすぐお弁当箱を洗い、水分をふき取り所定の位置に置く。

○風呂

- ・ 19 時から 21 時の時間帯で入浴を済ませる。省エネのために手際よく連続して入浴すること。また次の寮生への声がけを忘れないこと。

- ・ 最後に入浴した寮生は浴槽、風呂用椅子、バスマットなどの片付けを行った後に管理人へ報告する。

※入浴の方法については公衆浴場に準じて入浴してください（最初に体を洗ってから浴槽に入る）。上がるときは、浴室で手拭き程度のタオルで体をふき取り絞ってから脱衣所に行き、最小限の水分をバスタオルでふき取ります。

※バスタオルのサイズは、フルサイズではなくスポーツタオル同程度のサイズとしてください。寮内に持ち込めるバスタオルの枚数は 2 枚以内+予備 1 枚とします。バスタオルは使用しなくてもかまいません。

※浴室は寮生共同で使用する場所ですので、衛生的に使用してください。個人的な排泄などはしてはいけません。

○寮学習

- ・ 平日は 19 時より学習の時間とします。各自課題を確認し学習に取り組むこと。

- ・ お互いに声を掛け合って学校からの課題は確実にやりとげましょう。

- ・ 読書や問題集など、自主的に課題を見つけて取り組む時間を作りましょう。

※自発的な学習習慣を身につけましょう。

※部屋は「遊び場」ではありません。また、「音楽プレーヤー」の持ち込みは原則認めていません。「ながら学習」を進めたい人にとっては、寮生活は向いていません。

※漫画本・雑誌類の持ち込みは「可」としますが、原則保護者の許可を得たもののみとします。

→なお寮では 1 人の使用できるスペースは限られており、多く物を持ち込んだり、送らないようにご協力をお願いします。また、他の寮生への貸し出しは制限しませんが、その際の破損・汚損は**自己責任**とします。

- ・ 寮ではクロムブック N P C を使用した学習をしています。学校から貸与されるものですので、寮での保管場所や取扱いには十分注意してください。また、使用の際はテレビを見ながら、お菓子を食べながらなどの「**ながら学習**」は**禁止しています**。自室には持ち込まず、管理人の目の届く場所での使用をお願いします。

- ・ 学習以外の目的での使用は禁止としています。

- ・ 使用時間は原則 20 時から 21 時までです。やむを得ず使用する場合は管理人に申し出ること。また使用後は所定の場所に戻し、管理人に報告すること。

○寮での過ごし方

- ・部屋の整理整頓、洗濯などを計画的に進めて、落ち着いてゆっくりできる時間を作りましょう。

- ・常に音をたてている人は集団生活には適しません。

※読書はできますが、部屋は「遊び場」ではありません。また、「音楽プレーヤー」の持ち込みは原則として認めません。

※感染症等の予防や、新しい生活様式を維持するため、他の部屋に行くことは原則禁止とします。

○自室の清掃について

- ・常に整理整頓に心がけること。部屋が散らかっている場合は、牧場その他の活動には行けません。

※基本的な生活習慣を身につけることが優先です。散らかっていた翌週は、寮で生活して片付ける習慣を身につけることを**最優先とします**。

- ・管理人が複数回注意しても改善が見られない場合は、保護者に連絡して改善に向けた相談をします。

※寮での生活を送るには、基本的な生活習慣（時間やルールを守ること）

○翌日の準備

- ・翌日の準備を 21 時までに済ませましょう。

- ・制服を決めた場所につり下げ、学習用具をそろえて、翌日すぐ学校へ登校できる状態にします。

○消灯・就寝

- ・21 時 30 分以降は自室で静かに過ごします。物音をたてたり、明かりを漏らしたりしない。

- ・22 時消灯。就寝する。

- ・学習及び読書のみ、机のライトを点灯することを認めます（23 時まで）。

※ただし、この理由を管理人に伝えておくこと。

○その他

- ・玄関のクツはそろえること。また下駄箱は 1 人が使用できるスペースが限られているため、何足も持ち込まないこと（1 人 3 足程度がベスト）。

- ・持ち物には必ず**記名**すること。

- ・くしゃみや咳が出やすい人は、マスクやハンカチを利用してください。
- ・当村は無医村のため、常備薬が必要な児童生徒は各家庭で多めに用意してください。
- ・保護者の方が菓子等を送っていただくことは制限をいたしません。寮では食事を提供しておりますので、多くのお菓子等の送付は御遠慮ください。

第2部 寮での過ごし方など

○(寮に)持ち込んではいけないもの

- ・音楽プレーヤーやラジオ類は必要ありません。
- ・携帯電話、ネット環境を持ち込むことを原則禁止しますが、通信教育で使用する検索機能のない機器については、教育委員会等と相談の上許可する場合があります（機器の故障や破損した場合の修理費用はすべて自己負担となります）。
- ・デジタルカメラなど撮影機器は「可」としますが、牧場活動、学校活動などに持参は「不可」です。
- ・持ち込んでいけないものの所持が判明した場合は、速やかに自宅に送ること。その際の送料は自己負担とします。

○テレビ・ラジオの視聴について

- ・8時から9時（休日）
- ・13時から14時（休日）
- ・19時から20時（休日・平日）

※学習時間が不足しないように自己管理すること。また視聴後は、部屋の電気や空調は必ず消して元の状態に戻すこと。

※朝食時はニュースを視聴して見聞を広める（効果が見られないときは朝のテレビを止める）。

○お菓子について

- ・以下のことをしっかりと守って美味しくいただきましょう。
- ①健康に気をつけ、食べ過ぎないこと。
 - ②後片付けを確実に行うこと。
 - ③食べ歩き、道ばたにゴミを捨てるなどの行為は行わないこと。
 - ④保護者からお子様に菓子類を送っていただくことは、なるべくお控えください。

⑤お菓子を食べる時間は、20 時までとします。20 時以降は禁止です。

⑥衛生面を考え、自室での飲食は禁止します。寮内で決められた場所で食べることを。

⑦菓子類は寮内所定の場所に置くこと。あまり多く置き過ぎないこと。

⑧児童生徒における寮内での調理はできません。

※ガスを用いての調理は「不可」。ポットのお湯や、短時間の電子レンジ使用は「可」とします。

※夕食後に、カップラーメンを食べたり、絶えずお菓子などを食べたりすることはできません。

○小遣いについて

- ・ 3,000 円以内/月とします。
- ・ 特別な給付金や商品券が配布された場合は、お菓子以外のものを購入できます。

○電話の使用

- ・ 用事があるときのみ使用可能です。至急でないものは郵便の利用も検討願います。
- ・ 使用は 21 時までとし、それ以降は使用不可です。
- ・ 電話を使用する場所は、寮の玄関又はキッチンで使用する。それ以外の場所での使用は原則禁止です。ただし、管理人に事前の許可を得た場合のみ、それ以外の場所（自室・他の寮生に聞かれない場所）で通話をするを「可」とします。
- ・ 通話は通常 5 分以内に終わらせること。長時間利用しないこと。

※悩み事や相談など特別な事情がある場合は、この限りではありません。

- ・ 電話使用後は必ず管理人又は所定の場所に返却し、使用記録簿に記入すること。

○制服・ジャージについて

- ・ ワイシャツ、ブラウスは 3 から 4 着あると良いでしょう。
- ・ ジャージ、体操服については、2 から 3 着でやりくりできるようにしましょう。

○洗濯について

- ・ 洗剤は 1 から 2 種類を予定しています。柔軟剤は使用禁止です（異臭の原因となるためです）。
- ・ 通常「すすぎ」は 1 回とします。
- ・ 衣類やタオルは自分で管理できる数としてください。1 人で大量の衣服を干すことができません（干し器 1、ハンガー 5 から 6 本程度と考えてください）。
- ・ 乾燥機は原則として使用しません。ただし冬場には使用することがあります。
- ・ 洗濯できない人や洗濯しすぎる人は、寮生活は難しくなります。

○寮の備品について

- ・寮の備品を使用する際は、必ず管理人に申し出てから使用すること。使用後は必ず管理人又は所定の場所に戻すこと。
- ・入室禁止の部屋には立ち入らないこと。
- ・備品を破損した場合は、速やかに管理人へ報告すること。

※破損事由によっては自費で弁償していただくことがあります。

第3部 村内での過ごし方など

○外出

- ・夕食後の外出は禁止します。ただし村教育委員会が企画または認めた行事は「可」とします。
- ・当該寮生以外の子どもはそれぞれの寮に出入りしないこと。
- ・「おと姫の湯」は原則として利用しません。ただし村教育委員会が企画または認めた行事は「可」とします。この場合は別の計画によります。

※年間を通して寮で生活をします。学校や村教育委員会が企画した行事で別の場所に宿泊することがあります。留学生個々の判断で勝手に外出や外泊はできません。

※「おと姫の湯」は、外の活動時間が短くなる冬場を中心に、利用機会を設定する予定です。

○外泊と外食

- ・外泊と外食は禁止とします。ただし、次の①から③については認めます。

①学校行事

②村教育委員会が企画または認めた行事など

③保護者との宿泊

※年間を通して寮で生活をします。学校や村教育委員会が企画した行事で別の場所に宿泊することがあります。留学生個々の判断で勝手に外出や外泊はできません**(再掲)**。

○自転車の利用

- ・自転車は、県道・島の周回道路で使うことができます。ただし住宅地内は使用しないでください（自転車から降りる）。
- ・複数人で移動する場合は1列となり道路の左側を走行すること。

・自転車は次の場合に使用することができます。

①寮と牧場、寮と（活動のために）畑などの往復

②村教育委員会が企画あるいは認めた行事

③学校が企画した行事

④管理人が企画あるいは認めた行事

・学校から自転車利用について指導助言がある場合は対応すること。

※前かご付きの自転車を用意すること。また寮に置ける自転車は1人1台です。

○村内、特に住宅地内の移動について

・原則として徒歩で移動する。

・静かに移動する。

※鬼ごっこをしたり、奇声を上げたりして移動することはできません。

※島の人々は静かに生活をしています。静寂さを尊重できない人は、島での生活は難しいと思います。

○自宅と栗島の行き帰り、帰省・帰島について

・保護者の送迎を必須とします。

・保護者の送迎が無理な場合は留学生としてお引き受けできません。

・保護者は栗島もしくは岩船港までの送迎をしてください。

※新潟発着便の関係などの理由がある場合はJR村上駅も「可」とします。

・開寮日、閉寮時間に合わせて帰省してください。

○退寮時にはすべて持ち帰る

・退寮する場合も、保護者の送迎を必須とします。

・自分の荷物等は例外なくすべて持ち帰ってください。

・不要なものを残したり譲ったりするは御遠慮ください。

○通院について

・医師の診察が必要な場合は、村上市内の病院に引率します。ただし、2回目以降の通院については保護者の方に対応をお願い致します。

※診療に係る費用、交通費、食費、引率者の交通費や日当等は保護者負担となります。

○男女の恋愛は認めていません

- ・男女の交際及びそれに準ずることは禁止です。
- ・必要性がない物や手紙の受け渡しや、他の寮に近づくことは禁止します。

○契約の途中解除について

・指導しても寮則を守れない留学生は「しおかぜ留学」の契約を解除します。また学校生活や寮生活、その他問題行動等が発覚した場合も同様とします。

※寮の「きまり」を守れない人は、寮での生活に適しません。

・契約の解除を自己申告、あるいは村教育委員会から通知された場合は該当日から2週間以内に履歴書記載の住所に保護者様の責任のもと、帰省していただきます。

・年度中に「しおかぜ留学」を契約解除した児童生徒は牧場活動への参加と寮への立ち入りを禁止します。

・「しおかぜ留学」は本村教育委員会が企画運営を行い、栗島島民をはじめ、学校、管理人、保護者、様々な関係者の協力がある成り立っている事業です。しかし、対応人員にも限りがあるため、主催機関等に対しての強い要望や意見等を行い、結果本事業や他業務に支障がでることが予想される行為はご遠慮ください。

